

# J P S M S 認 証 ・ 登 録 手 続 規 定

NGO・EPCS（環境計画市民会議）

2017年1月1日制定

2020年4月1日改正

J P S M S 認 証 ・ 登 録 制 度 実 施 要 領 2 0 1 6 年 度 版（以下「実施要領」という。）2. 2項の規定により、次のとおり定める。

## 1. J P S M S 認 証 ・ 登 録 手 続

### 1. 1. 実 施 要 領 に 基 づ き 審 査 を 受 審 す る 事 業 者

#### 1. 1. 1 申 込 要 件

実施要領に基づき審査を受審する事業者（以下「受審事業者」という。）は、次の要件を満たしてください。

- 1) 初めて認証・登録を希望する場合、要求事項を満たす取り組みを少なくとも3ヶ月以上運用した実績が必要とされます。

既に認証・登録しているマネジメントシステムの中に「緊急事態への準備及び対応」の要求事項があり、過去3年以内に1年以上の運用実績がある組織及び温室効果ガスの削減又は省エネ取組や再生可能エネルギー利用の実績が過去3年以内に1年以上ある組織及び防災・減災・環境保全につながる社会貢献活動の実績が過去3年以内に1年以上ある組織は、その実績を示す証拠をもってJPSMSの運用実績とみなします。

- 2) 受審事業者は、組織内に認定危機管理担当者を必ず配置するとともに、審査を受審する前の1年以内にこの研修を受講し、受講の修了を証明できなければなりません。

#### 1. 1. 2 申 込 手 続

##### 1) 審 査 申 込

- ① 受審事業者は、「J P S M S 認 証 ・ 登 録（更新・継続）審査申込書」（別記様式1）に必要事項を記入し、所定の申込金及び書類審査対象資料を添えJ P S M S 事務局（以下「事務局」という。）へ提出してください。
- ② 事務局から送付された概形審査及び書類審査（以下「一次審査」という。）合格通知及び審査計画書の内容を確認した後、現地審査（以下「二次審査」という。）の所定の審査費用の振込と申込をしてください。

##### 2) 審 査 の 実 施

###### ① 概 形 審 査

概形審査は、認証・登録が行われているマネジメントシステムの中に「緊急事態への準備及び対応」及び「気候変動防止への対策」が要求事項として含まれる認証・

登録事務業務の責任者として少なくとも3年以上の実績がある J P S M S 事務局専門員が行います。

② 書類審査

書類審査は、事務局が選任する認定された評価員が行います。

③ 現地審査

現地審査は、事務局が選任する認定された別の評価員が行います。

### 1. 1. 3 審査費用の算出

同一県内の場合は、例えば〇〇県事業所全体で1事業所当たりと考えていただき、協力会社を含まない全体の従業員数で審査工数は決まります。

但し、〇〇県事業所の中核組織がある事業場所以外の工場や営業所、工事現場などは外部（臨時）サイトとして取り扱います。

例：〇〇県事業所の初回の場合：全体が51名以上500名以下として

概形審査費用：10000円

書類審査費用：30000円

現地審査費用：50000円

外部サイト：〇〇工場×1、〇〇営業所×1、臨時サイト：工事現場×1

計20000円×3

合計15万円+旅費及び交通費+消費税となります。

また、業種別ガイドライン等は存在しませんので、業種・業態に関係ありません。

但し、工事を行っている事業者は、工事現場だけは必ず対象に加えなければなりません。

尚、認証・登録費用は別途必要となります

### 1. 1. 4 J P S M S 危機管理担当者

1) J P S M S 危機管理担当者は認証・登録を希望する事業所に必ず1名以上配置しなければなりません。但し、事業者付の資格であって、認定を受けた者でもその社員を辞めた場合は資格を失います。

2) J P S M S 危機管理担当者の認定は、3時間の研修、テレワーク研修の場合2時間の研修終了後の考査に合格し、認定登録証発行手数料を支払うことが必要となります。

認定登録証発行手数料：3,000円（有効期間3年）

危機管理担当者の認定番号について

認定番号：20\*\*25X00\*

最初の4桁：認定年、次の2桁：評価者の居住都道府県、次の記号：産業分類記号  
X=A~T

下3桁：認定順（対象地域：各都道府県）

## 1. 2 認証・登録された事業者（以下「認証・登録事業者」という。）

### 1. 2. 1 継続審査及び更新審査

#### 1) 受審時期

認証・登録事業者が、受審する継続審査及び更新審査の受審時期は、原則として登録日の月含め3か月前から6か月間とします。ただし、書類審査対象資料の改訂を含むJPSMS本部事務局が手続き変更を行った場合はこの限りではなく、変更内容は、各担当JPSMS事務局から対象事業所にその旨通知します。

#### 2) 継続審査及び更新審査の受審手続き等は、1. 1. 1～1. 1. 3の規定を準用します。